相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県十日町市小白倉卯一三四一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　片桐喜久男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十九日　事務所東京都西東京市南町四―四―二プリンスプラザ田無八〇一　相続財産管理人　弁護士　一瀬　晴雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍韓国、最後の住所埼玉県所沢市大字松郷六六番地の二〇ピークエリシオン一〇五　被相続人　亡　大島由磯子こと　尹　玉任

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十九日　東京都千代田区九段北一の四の五北の丸グラスゲート五階早稲田リーガルコモンズ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　水上　貴央

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市川市南八幡二丁目一〇番、最後の住所千葉県市川市南八幡二丁目一〇番六号　被相続人　亡　石井　洋一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十九日　東京都豊島区東池袋一―三〇―一二城北自動車会館六階池袋総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　澤田　稔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市北区松浜本町二丁目三三三一番地、最後の住所新潟市北区松浜本町二丁目一一番一五号　被相続人　亡　皿家井美代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十九日　新潟市中央区東中通一番町八六番地五一新潟東中通ビル四階いなほ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　磯部　亘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県北杜市高根町浅川二〇五七番地、最後の住所山梨県北杜市高根町清里三五四五番地一〇八　被相続人　亡　深澤　定雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十九日　山梨県甲府市宝二丁目三番四号　相続財産管理人　弁護士　内田　清

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県須坂市大字仁礼三三五番地七、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　高柳　タケ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十九日　長野県須坂市大字幸高二二二番地二　相続財産管理人　弁護士　藤原　寛史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県松本市筑摩七〇二番地、最後の住所不詳　被相続人　亡　草間宇喜**蔵**

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十九日　長野県松本市島立三六〇六番地一　相続財産管理人　草間　洋一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県松本市筑摩三一〇九番地内三番、最後の住所不詳　被相続人　亡　**草**間　長吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十九日　長野県松本市島立三六〇六番地一　相続財産管理人　草間　洋一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県中津川市中津川三三八九番地三、最後の住所岐阜県中津川市瀬戸一三八七番地の八瀬戸の里　被相続人　亡　田尻　文子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十九日　事務所岐阜県中津川市日の出町三―四五　相続財産管理人　山本　亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜市長良六八番地、最後の住所岐阜市琴塚四丁目一七番五号　被相続人　亡　山口　義男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十九日　事務所岐阜市泉町四〇番地　富樫司法書士合同事務所　相続財産管理人　富樫　悠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府高槻市八幡町六四一番地三、最後の住所京都市伏見区向島庚申町九五番地七ベルカスタム二号室　被相続人　亡　西村貫三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十九日　京都市中京区御池通間之町西南角　京ビル二号館五階　相続財産管理人　弁護士　日下部和弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市下京区間之町通上珠数屋町上る天神町四〇八番地、最後の住所京都府宮津市字万町五四一番地の一　被相続人　亡　山内　俊二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十九日　京都市中京区東洞院通竹屋町下ル　竹屋町法曹ビル五階　河野法律事務所　相続財産管理人　弁護士　河野　勉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県総社市下倉四七番地、最後の住所大阪府門真市大字三ツ島一八九〇番地の一五八　被相続人　亡　亀山　幸生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十九日　大阪市北区西天満四丁目一一番二二号阪神神明ビルディング四階　相続財産管理人　弁護士　小寺　陽平

第42期決算公告

平成26年1月29日

大阪市淀川区田川2丁目6番8号
ケィ・マック株式会社
代表取締役　中島　寛明

貸借対照表の要旨
（平成25年9月30日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	9,285	流動負債	5,489
固定資産	2,498	固定負債	3,566
		株主資本	2,728
		資本金	90
		資本剰余金	290
		資本準備金	290
		利益剰余金	2,359
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	2,334
		（うち当期純利益）	(267)
		自己株式	△ 11
資産合計	11,783	負債・純資産合計	11,783